


地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書について

I 背景

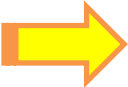
「臨時・非常勤職員」

- ① 常勤職員とは異なり、「臨時的・補助的な職」又は「学識経験を必要とする職」としての位置づけ
- ② 全地方公共団体の「臨時・非常勤職員」の数：約50万人※（平成20年4月1日現在）
※ 調査対象：任用期間が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか、かつ、週20時間以上勤務の者
主な職種：一般事務職員、保育士、教員・講師、技能労務職員 など
- ③ 任期：臨時職員は6月以内（1回のみ更新可能で最長1年）、非常勤職員は通常1年以内
- ④ 勤務条件：条例等で規定（給与：非常勤職員は、常勤職員と異なり、報酬及び費用弁償を支給）

- 
- 【課題】**
- ① 常勤職員と同様の本格的業務に従事しているケースがあるとの指摘
 - ② 報酬水準や手当の支給について「常勤職員との均衡を図るべき」との指摘
 - ③ 臨時・非常勤職員としての任用が長期化し、雇止めのトラブルも発生
（任用更新の期待権を持たせたことに対して損害賠償の判決が出される例もあり）

「任期付短時間勤務職員」

- ① 「常勤職員と同様の本格的業務に従事可能な短時間勤務職員」の制度（平成16年8月導入。地方独自の制度）
- ② 全地方公共団体での採用実績：29団体で1,563人（平成20年4月1日現在）
※ 主な職種：保育士、学童クラブ指導員、図書館業務 など
- ③ 任期：原則3年（特に必要がある場合は5年以内）
- ④ 勤務条件：条例等で規定（給与：常勤職員と同様、給料及び手当を支給）

- 
- 【課題】**
- ① 制度に関する地方公共団体の理解が進んでいないとの指摘
 - ② 要件が限定され、活用しにくいとの指摘
（「一定期間で終了する業務」又は「対住民サービスの量的拡大が必要な場合」などに限定）

II 地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会の概要

- 1 趣旨**
- 地方公共団体において、多様化、高度化する住民ニーズへの対応を図るためには、多様な任用形態を活用することが必要。
 - このため、任期付短時間勤務職員制度や臨時・非常勤職員制度について、質の高い効率的な行政サービスの充実に資するようその活用の在り方等について検討する。
- 2 検討項目**
- ① 臨時・非常勤職員の任用等の在り方
 - ② 任期付短時間勤務職員制度の活用の在り方
- 3 検討経過** 平成20年7月～12月に計8回開催 ⇒ 平成21年1月に報告書の公表

研究会構成員

(座長)

高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授

(委員)

猪野 積 平成国際大学法学部教授
江崎 孝 全日本自治団体労働組合労働局長
川田 琢之 筑波大学ビジネス科学研究科准教授
高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト
竹内 英樹 横須賀市総務部人事課長
中澤 基行 東京都総務局人事部調査課長
西村 美香 成蹊大学法学部教授
原 ひろみ 労働政策研究・研修機構人材育成部門研究員
人羅 格 毎日新聞社論説委員

(敬称略、五十音順)

Ⅲ 研究会報告書のポイント

臨時・非常勤職員制度

1 任用の考え方

- 本来、「臨時的・補助的な職」又は「学識経験を必要とする職」に任用されるものであることに留意すべき。
- 任期の単位は原則1年以内。

2 処遇の考え方

- 常勤は「給料・手当」、非常勤は「報酬・費用弁償」という現行の枠組みを維持しつつ、報酬等の水準は職務の内容・責任に応じて各地方公共団体で適切に決定すべき。
- 採用時には任期や勤務条件を明示し、休暇等の労働関係法令を適切に適用すべき。

3 再度の任用の考え方

- 再度任用は妨げないが、改めて成績主義・平等主義を踏まえ採用すべき。

具体的臨時・非常勤の職について、任期付短時間勤務職員制度の活用も検討

任期付短時間勤務職員制度

1 制度の周知

- 現行制度の活用方法・効果について周知。

2 新たな任期付短時間勤務職員制度の検討

- 一定の資格・実務経験が必要とされる業務（例：保育士、各種相談員）について、従来の要件に加え、「サービスの質の向上」などを図る場合にも活用拡大を検討すべき。
- 現行制度の要件（「一定期間で終了する業務」又は「サービスの量的拡大が必要な場合」）の柔軟な運用も並行して検討すべき。

3 任期の弾力化の検討

- 「原則3年、特例5年」につき、特例を採用できる規定の弾力化を検討すべき。

Ⅳ 総務省としての今後の対応

- 臨時・非常勤職員制度 ⇒ 制度の運用の考え方を地方公共団体に周知（今年度中）
- 任期付短時間勤務職員制度 ⇒ 制度及び運用の改善を目指して具体的に検討